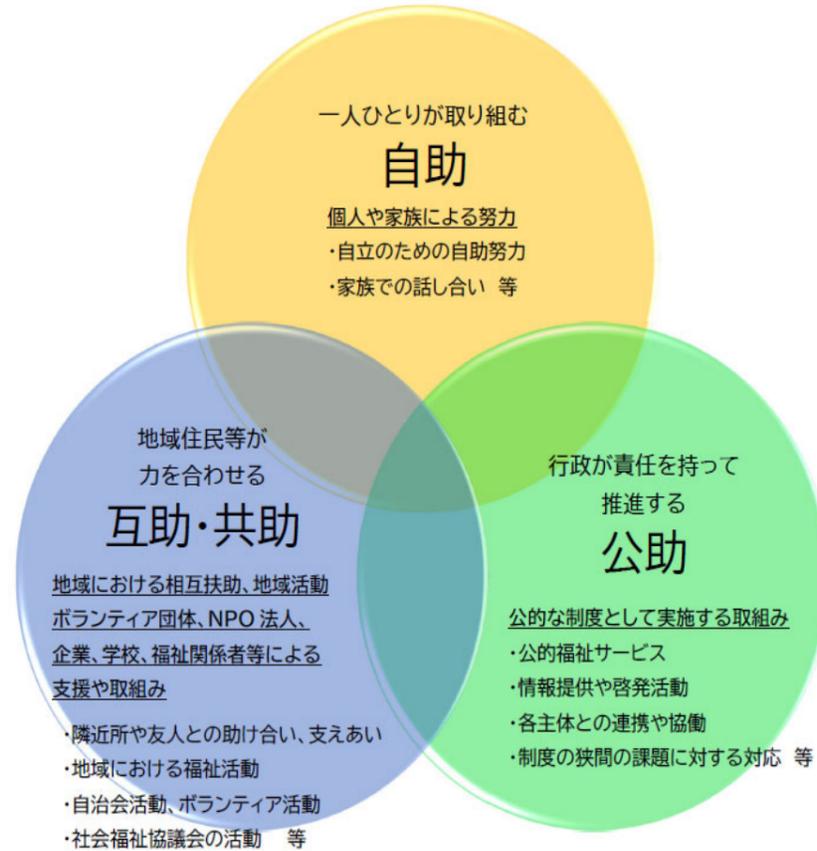


地域福祉計画について

1 地域福祉とは

人々が暮らしている生活や経済上の範囲（地域）の中で、そこで暮らす住民等が、地域社会を構成する一員として、社会とのつながりを保ちながら、だれもが安心して暮らし続けることのできる地域をつくること。



2 第5期計画の策定と計画期間

(1) 計画策定の理由

- 令和5年度をもって現行の地域福祉計画の計画期間（平成30年度～令和5年度）が満了。
- 国は、令和2年の改正社会福祉法で地域共生社会の実現に向けた新たな法定事業となる重層的支援体制整備事業を創設し、福祉関係分野の上位法である社会福祉法において地域福祉を推進する際の目指すべき社会像（理念）として、「地域共生社会」を規定。
- 複雑化・複合化したさまざまな地域生活課題に対応し、さらには社会参加に向けた取り組みをより充実させるため、新たな地域福祉計画を策定するもの。

(2) 計画期間

- 令和6年度から11年度までの6年間（第4期計画と同じ年数）

3 計画の位置付け

- 社会福祉法第107条に基づく法定計画
- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、福祉分野の「上位計画」
- 令和5年に策定した、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進計画」を包含

第5期地域福祉計画の策定で考慮する事項

主に以下の4つの事項を踏まえて策定します。

- ①地域福祉を取り巻く状況（現状と課題）
- ②本市が推進してきた「地域福祉を推進するための仕組み」（地域ケアシステム）
- ③地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和4年度）の結果
- ④地域共生社会の実現（市町村地域福祉計画策定ガイドライン）



地域共生社会の実現

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

